

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等に基づく本学の方針について（第2版）

※これまでの方針からの主な変更点

- ・「7. 教員等の研究活動について」を更新しました。
- ・「8. 教職員の出勤について」を更新しました。
- ・「10. 感染の可能性がある場合の対応について」を更新しました。

令和2年4月7日、政府から新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が大阪府を含む7都道府県に発令されたことを踏まえ、大阪府より緊急事態措置が示され、本学に対しても施設の使用制限等が要請されました。

その後、政府において4月17日には緊急事態宣言の適用地域が全国に拡大され、5月4日には緊急事態宣言の期限が5月6日から5月31日まで延長することが決定されました。大阪府においても緊急事態措置の期間が5月31日まで延長することが決定され、本学の施設の使用制限の要請等についても5月31日まで延長されました。

本学では、これまで新型コロナウイルスに対する本学の方針（第1～8版）及び本方針（第1版）に基づき様々な対策を講じてきたところですが、今般の政府の緊急事態宣言及び大阪府の緊急事態措置を受け、更なる「新型コロナウイルス感染拡大防止」に努めることとし、本学の方針を下記の通りとします。

今回の新型コロナウイルス禍を克服するため、ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

なお、それぞれの措置については、情勢の変化により延長する可能性もあります。

1. 学生の海外渡航について

学生の海外渡航については、当面の期間、渡航不可とします。また、海外から帰国・入国した場合は、2週間自宅待機してください。

2. 教職員の海外渡航について

教職員の海外渡航については、当面の期間、以下のとおりとします。

- (1) 感染症危険レベル3の国・地域へは「渡航不可」。
- (2) 感染症危険レベル2の国・地域へは「原則として渡航不可」。

やむを得ない事情がある場合は、必ず渡航前に下記3の対応を行う旨の誓約書を各部署まで提出してください。

3. 学生及び教職員の海外からの帰国・入国について

・学生及び教職員が海外から帰国・入国される場合は、以下の対応をお願いします。

- (1) 帰国・入国後、2週間は、発熱や咳等の症状がないか必ず経過観察（体調と体温の記録）をしてください。

(2) 2週間は入念に体調の観察を行うとともに、不要不急の外出は控え、自宅に滞在してください。

(3) 発熱・咳等の症状が出た場合には、医療機関には直接行かず、大阪府相談窓口又は管轄の保健所に相談のうえその指示に従い、あわせて本学の保健管理センターに電話連絡してください。

4. 海外からの研究者受入れ・招へい等について

海外からの研究者の受入れ・招へい等については、事態が終息するまでは中止又は延期を要請します。

5. 授業、期末試験等への対応について

令和2年度前期授業期間を5月14日から8月24日までに変更し（医学部医学科、法学研究科法曹養成専攻、都市経営研究科・創造都市研究科は別途定めます。）、原則として、すべての授業（実験・実習のうち一部を除く）を遠隔で実施します。

6. 学生の大学構内への立ち入りについて

学生の大学構内への立ち入りについては、5月31日まで原則禁止とします。なお、卒論、修論、博論に関連する実験等のうち、この期間に中断することで重大な支障が生じるなどの事情がある場合（下記7.に該当するものを含む）は、特別に立ち入りを許可することがありますので、各学部・研究科に問い合わせしてください。その場合も、各研究科において、学生・院生への感染拡大防止策を十分講じた上で、滞在時間を最小限に抑えるとともに、学生の入構・出構等の記録を残してください。また、学生は必ず登校前に検温し、平熱であることを確認してください。

7. 教員等の研究活動について

教員等（研究員、大学院生含む）の研究活動に伴う大学施設内への立ち入りについては、5月31日まで原則禁止とします。ただし、以下の条件のいずれかに当てはまる場合は、感染拡大防止策を十分講じた上での活動を特別に許可します。

(1) 中止することにより大きな研究の損失を被ることになる、長期間にわたって継続している実験等

(2) 進行中の実験を終了あるいは中断するための活動

(3) 現在進行中の実験等で、急に停止することで支障や危険が伴う実験等

ただし、時間をかけて停止が可能なものは、安全を確保した上で速やかに停止措置を講じてください。

(4) 生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫修理など研究材料の維持、サーバーの維持等のための一時的立ち入り

ただし、滞在時間は必要最小限に留めてください。

(5) 研究遂行に必須な書籍・資料等を学情Cや研究室で閲覧・貸出を受けるための短時間の入構
ただし、真に緊急性の高いものに限りします。

8. 教職員の出勤について

教職員の出勤については、在宅勤務や時差出勤等を徹底し、必要最小限に限定します。

特に、事務職員については、在宅勤務（テレワーク）、ローテーションによる勤務体制を強力に推進し、5月31日まで50%の出勤を目標に取り組みます。

また、教員は上記7.の対応を行うほか、授業等の準備や部局管理業務等においてもやむを得ない場合を除き在宅勤務を徹底します。

9. 教職員の国内出張の取扱いについて

教職員の国内出張については、5月31日まで原則禁止とします。また、キャンパス間移動などの近距離出張についても同様に原則禁止とします。やむを得ず出張する場合は、出張後2週間は発熱や咳等の症状がないか入念な体調観察を必ず実施してください。

10. 感染の可能性がある場合の対応について

次の症状がある方は、すみやかにかかりつけ医または新型コロナ受診相談センター（大阪府の場合は管轄の保健所）に電話相談のうえその指示に従い、あわせて本学の保健管理センターに電話連絡してください。

- A 息苦しさや強いだるさ、それに、高熱などの症状がある場合
- B 高齢者や基礎疾患があるなど重症化しやすい人で発熱やせきといった比較的軽いかぜの症状がある場合

（参考）新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）

（大阪市保健所）TEL：06-6647-0641 FAX：06-6647-1029

（その他府内の保健所）以下ページの「保健所一覧」をご覧ください

<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryos/osakakansensho/corona-denwa.html>

保健管理センター TEL：06-6605-2108

11. 感染症患者と接触した可能性がある場合の対応について

自身や家族等が感染症患者と接触した場合や集団感染が発生した場所へ当該日時に滞在していたなど、少しでも感染症患者等と接触した不安がある場合は所属する学部・研究科へ連絡してください。

12. 大学主催のイベント等について

大学主催のイベント等の開催については、5月31日まで原則中止します。また、学生及び教職員の学外イベントへの参加についても自粛を求めます。

13. 教職員への感染拡大防止策について

教職員一人一人が危機意識を持ち、自身がウイルスを持っていると想定し、5月31日まで次の対策を行うことを求めます。

- (1) 人との距離を2メートル以上とり、マスクを着用し、手洗い・アルコール消毒を励行する。
- (2) 不要不急の外出を自粛する。
 - ①室内で人が集まる場所に行かない（イベント、カラオケなど）
 - ②人と密着した外食・会話などを避ける（歓送迎会、会食など）

- ③密閉された空間に行かない（映画館など）
- (3) 公共交通機関を原則使用しない。やむを得ない場合は、手で顔を触らないようにし、降りたら手洗いまたはアルコール消毒を徹底する。
- (4) 自宅勤務に努める。
- (5) 各種会議の開催については、必要性や出席者の見直しを行い、不要不急であるものについては中止するとともに、可能な範囲でメールや電話、TV 会議などを活用する。

14. その他

- ・風邪やインフルエンザが多い時期でもあることから、咳エチケットや手洗い等、通常の感染症対策を行うようこころがけてください。
- ・感染拡大防止のため、学生はくれぐれも不要不急の外出は避け、帰省や交通機関を利用した都市間の移動等も極力控えてください。
- ・中国の方などに対する誹謗中傷や根拠のないデマが SNS 等で広がっていると報道されています。本学には中国や韓国からの留学生も多く、学生・教職員の皆さまには、感染者や外国人、医療関係者等への人権侵害につながるものがないよう、正しい情報に基づいた冷静な対応をお願いいたします。また、学内で仮にそのような事象等が見受けられた場合には、所属する学部・研究科にご連絡いただきますようお願いいたします。

●問い合わせ先

- ・学生の方… 所属する学部・研究科 <https://www.osaka-cu.ac.jp/ja/contact>
(留学生の方) 国際センター TEL : 06-6605-3454
- ・教職員の方 … 所属する学部・研究科・課等
- ・新型コロナウイルス感染症についての健康相談窓口
… 大阪府相談窓口 TEL : 06-6944-8197 【専用回線】
FAX : 06-6944-7579

●参考情報

- ・外務省海外安全ホームページ
<https://www.anzen.mofa.go.jp/>
- ・首相官邸ホームページ
<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>
- ・厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- ・文部科学省ホームページ
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html
- ・在中国日本大使館ホームページ
https://www.cn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html
- ・国立感染症研究所ホームページ
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2482-corona/9305-corona.html>
- ・大阪府庁ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryos/osakakansensho/corona.html>